

競争的資金における特許の帰属について

1．従来の特許の帰属状況

従来は、研究機関に特許が帰属していた制度は 2 制度、研究者に特許が帰属していた制度は 4 制度、研究者または研究機関に特許が帰属していた制度は 4 制度、特殊法人と研究機関の共有であった制度が 5 制度、本省または特殊法人に帰属していた制度が 7 制度であった。

2．バイドール法の効果

バイドール法が制定されて、8 制度に適用された結果、研究機関に特許が帰属している制度は 9 制度、研究者に特許が帰属している制度は 4 制度、研究者または研究機関に特許が帰属している制度は 4 制度、特殊法人と研究機関の共有である制度が 5 制度となり、本省または特殊法人に帰属している制度はなくなっている。つまり、本省または特殊法人に特許が帰属していた 7 制度において、バイドール法により、その帰属は研究機関に移行している。

競争的資金制度における特許の帰属

省庁名	担当機関	制 度 名	資金提供の形態	バイドール法がないと想定した場合の本来の特許の帰属	バイドール法の適用	現在の特許の帰属
総務省	本省	戦略的情報通信研究開発推進制度	委託	本省	有り	研究機関
	通信・放送機構	情報通信分野における基礎研究推進制度	委託	特殊法人	有り	研究機関
		ギガビットネットワーク利活用研究開発制度	委託	特殊法人	有り	研究機関
		新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援	機関補助金	研究機関		研究機関
		民間基盤技術研究促進制度	委託	特殊法人	有り	研究機関
文部科学省	本省 日本学術振興会	科学研究費補助金	個人補助金	研究者又は研究機関（所属機関の規定による）		研究者又は研究機関（所属機関の規定による）
	科学技術振興事業団	戦略的創造研究推進事業	*	特殊法人と研究機関（又は研究者）の共有		現在は同左。今後、委託研究についてはバイドール法適用予定
	本省	科学技術振興調整費	委託、示達	本省	有り	研究機関
	本省	産学官連携イノベーション創出事業	個人補助金	研究者		研究者
	日本学術振興会	未来開拓学術研究推進事業	個人補助金	研究者		研究者
厚生労働省	本省	厚生労働科学研究費補助金	個人補助金	研究者		研究者
	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構	保健医療分野における基礎研究推進事業	委託	特殊法人と研究機関の共有		特殊法人と研究機関の共有
農林水産省	生物系特定産業技術研究推進機構	新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業	委託	特殊法人と研究機関の共有		特殊法人と研究機関の共有
		新事業創出研究開発事業	委託	特殊法人と研究機関の共有		特殊法人と研究機関の共有
	本省	民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業	機関補助金	研究機関		研究機関
	本省	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業	委託	本省	有り	研究機関
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構	産業技術研究助成事業	個人補助金	研究者		研究者
国土交通省	運輸施設整備事業団	運輸分野における基礎的研究推進制度	委託	研究機関と特殊法人の共有		特殊法人と研究機関の共有
	本省	建設技術研究開発助成制度	個人補助金、機関補助金（法人）	研究者、研究機関（法人）		研究者、研究機関（法人）
環 境 省	本省	地球環境研究総合推進費	委託、支出委任	本省	有り	研究機関
	本省	環境技術開発等推進費	委託、個人補助金、機関補助金（法人、公立大学等）、支出委任	研究者、研究機関（法人、公立大学等）	有り	研究者、研究機関（法人、公立大学等）
	本省	廃棄物処理等科学研究費補助金	個人補助金、機関補助金（法人、公立大学等）	研究者、研究機関（法人、公立大学等）		研究者、研究機関（法人、公立大学等）

*：基本的にはJ S Tが直接執行し、研究をサポート（一部委託）

特殊法人とは特別な法律により設置された法人